

令和 8 年度八戸市中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金（医療業） 交付要領

（趣旨）

第 1 条 市は、令和 7 年青森県東方沖地震、令和 8 年三陸沖地震及び令和 8 年岩手県沖地震（以下「青森県東方沖地震等」という。）により被災した中小企業者等の復旧を支援することで、事業活動の速やかな再興と雇用の維持を図り、もって地域経済の持続的な発展に資するため、当該中小企業者等が所有する事業用の資産の復旧に要する経費について、予算の範囲内において、中小企業なりわい再建被災資産復旧事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和 61 年八戸市規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和 7 年青森県東方沖地震 令和 7 年 12 月 8 日に発生し、青森県が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を決定した地震をいう。
- (2) 令和 8 年三陸沖地震 令和 8 年 4 月 20 日に青森県三陸沖で発生した地震をいう。
- (3) 令和 8 年岩手県沖地震 令和 8 年 6 月 25 日に岩手県沖で発生した地震をいう。
- (4) 中小企業者等 日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第 256 号）に掲げる中分類 83（医療業）に該当するものであって、次に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項各号（第 4 号を除く。）に規定するもの
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項各号（第 4 号を除く。）に規定するもの
 - ウ 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に規定するもの
 - エ 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上がアに該当するものであるもの
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、これらに準ずるもの
- (5) 資産 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 6 条第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号又は法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号から第 3 号まで及び第 7 号に掲げるものをいう。
- (6) 復旧 青森県東方沖地震等により被害を受けた資産について、事業再開のために修繕又は再取得をすることをいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で事業を再開するため資産の復旧を行おうとする中小企業者等であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業（同項第 1 号に掲げる料理店及び同項第 5 号に掲げる営業を除く。）及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないこと。
- (2) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (3) 代表者及び役員等（役員その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号に規定する排除措置対象者でないこと。
- (4) 支払うべき市税を滞納していない者であること。
- (5) 国又は地方公共団体でないこと。
- (6) 国又は地方公共団体から出資を受けていない者であること。
- (7) 事業継続の意思を有する者であること。
- (8) その他市長が本補助金の趣旨から判断して適当でないとする者でないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 復旧を行おうとする資産について受領する保険金等（保険金又は共済金その他これに類する災害を事由として支払われるものをいう。以下同じ。）がある場合で、当該保険金等の額が補助対象経費から補助金の額を差し引いた額（以下「自己負担額」という。）を超えるときは、自己負担額を超える額に 2 分の 1 を乗じた額を補助金の額から控除するものとする。

（申請書等）

第 5 条 規則第 3 条の規定による申請書は、別記第 1 号様式によるものとする。

- 2 規則第 3 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第 2 号様式）
- (2) 同意書（別記第 3 号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 6 条 規則第 5 条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第 4 号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定しなかった場合は、補助金不交付決定通知書（別記第 5 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第 6 条の 2 前条第 1 項に規定する交付決定後に補助金交付申請額を変更する場合は、別記第 5 号の 2 様式に必要な書類を添えて、速やかに提出しなければならない。

（変更交付決定）

第 6 条の 3 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、

適当と認めるときは、変更交付の決定をし、補助金変更交付決定通知書（別記第 5 号の 3 様式）により、通知するものとする。

2 市長は、補助金の変更交付を決定しなかった場合は、補助金不交付決定通知書（別記第 5 号の 4 様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第 7 条 市長は、補助金の交付を決定した場合、規則第 4 条第 2 項の規定により、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、申請のあった事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合（第 6 条の 2 の規定により補助金交付申請額を変更する場合を除く。）は、事業変更承認申請書（別記第 6 号様式）を市長に提出してその承認を受けること。ただし、次に掲げる変更該当するときは、この限りでない。
 - ア 事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での内容の変更
 - イ 事業費の 20%を超えない減
 - ウ 補助金の額の 20%を超えない減
- (3) 前号の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、補助金交付決定通知書にある補助金交付決定額の範囲内とすること。
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（別記第 7 号様式）を市長に提出してその承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間保管しておくこと。
- (7) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- (8) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（別記第 8 号様式）その他関係書類を第 13 条に規定する期間中、整備保管すること。
- (9) 補助事業により取得した財産を市長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合において、市長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を市に納付すること。

（申請の取下げの期日）

第 8 条 規則第 6 条第 1 項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書又は補助金変更交付決定通知書を受理した日から起算して 10 日を経過した日とする。

（実績報告）

第 9 条 規則第 12 条の規定による実績報告書は、別記第 9 号様式のとおりとする。

2 規則第 12 条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記第 10 号様式）
- (2) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（第 12 条に掲げる財産に限る。）が

ある場合にあつては、財産管理台帳（別記第8号様式）の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書は、令和9年1月29日までに提出しなければならない。

（確定）

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（補助金の交付時期）

第11条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後において、補助事業者からの請求書（別記第12号様式）を受理した日から30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、一括して交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 補助金の交付を受けて取得し、又は効用が増加した資産（その価格が50万円以上のものに限る。）は、規則第19条第3号の規定により市長が定める財産とする。

（処分の制限を受ける期間）

第13条 規則第19条ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月26日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象 経費	市内で事業を再開するための日本標準産業分類に掲げる中分類83（医療業）に属する事業の用に供する資産の復旧に要する経費（消費税及び地方消費税の額に相当する額を除く。）。ただし、国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は市の他の補助金等の補助対象経費に含まれるものは、対象としない。
補助金の 額	補助対象経費の3分の2に相当する額以内の額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
上限額	10,000千円
下限額	100千円